

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 淀川公共職業安定所エレベーター既存不適格解消工事 大阪市淀川区十三本町3-4-11 R2.8.3~R3.3.31	支出負担行為担当官代理大阪労働局総務部会計課長大谷 浩介 大阪市中央区大手前4-1-67	R2.8.3	フジテック株式会社 近畿統括本部 茨木市庄1-28-10	3160001009212	別紙1参照	2,640,000	2,519,000	95.4%	-	-	-	-	
2 大阪労働局休業支援センター電話設備工事 大阪市中央区北浜4-1-21 R2.8.7~R2.9.11	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R2.8.7	東亜通信株式会社 大阪市西区西本町1-12-7	4120001067601	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,452,000	1,210,000	83.3%					
3 大阪労働局第2庁舎9階、13階電源工事 大阪市中央区常盤町1-3-8 R2.8.18~R2.9.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R2.8.18	星光ビル管理株式会社 本店営業本部 大阪市中央区伏見町4-4-1	8120001077456	別紙2参照	1,371,700	1,029,160	75.0%	-	-	-	-	
4 大阪労働局第2庁舎外1件電話設備工事 大阪市中央区常盤町1-3-8 R2.8.18~R2.9.30	支出負担行為担当官大阪労働局総務部長金谷 雅也 大阪市中央区大手前4-1-67	R2.8.18	東亜通信株式会社 大阪市西区西本町1-12-7	4120001067601	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,423,400	1,188,000	83.5%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	淀川公共職業安定所エレベーター既存不適格解消工事
随意契約によることとした理由	<p>建築基準法施行令第129条の10第3項第1号及び第2号では既存不適格(平成22年4月以降、建築基準法第12条に基づく定期検査を行うエレベーターで、戸開走行保護装置等が設けられていないエレベーター)を解消するため、戸開走行保護装置(駆動装置及び制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合、又はかご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前に、かごが昇降した場合に、自動的にかごを制止する装置で、①2個の独立したブレーキ、②かごの移動を感知する装置、③通常の制御回路とは独立した制御回路の3要件をすべて満たし、国土交通大臣の認定を受けている装置)及び地震時管制運転装置の設置を義務付けている。</p> <p>戸開走行保護装置については、エレベーターの製造業者が自社エレベーター向けの仕様で国土交通大臣の認定を取得していることから、製造業者以外の設置は不可能である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎9階、13階電源工事
随意契約によることとした理由	<p>大阪労働局第2庁舎13階雇用保険課電子申請事務センターにおいては、業務量増加のため執務スペースを拡張する必要があり、それに伴ってハローワークシステムに係る各種電子機器が増設されるが、電源が不足していた。また、同庁舎9階にて追加給付事務を行っているが、プリンター2台の増設に伴い、電源が不足していた。</p> <p>そのため、電源工事を行う必要があったが、施工にあたって、入居するビルの所有者である日本生命保険相互会社及び株式会社藤木工務店に申し出たところ、星光ビル管理株式会社本店営業本部を施工業者として指定されたことから、会計法第29条の3第4項契約の性質または目的が競争を許さない場合として、当該相手方と随意契約を行うこととした。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	